

1. 受入れの趣旨・目的

ベトナムからの看護師・介護福祉士候補者等の受入れについては、原則として外国人の就労が認められない分野において、相手国からの強い要望に基づき交渉した結果、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の交換公文に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。

2. 経緯

- ①平成21年10月1日、日・ベトナム経済連携協定が発効。
- ②平成23年10月31日の日越首脳会談において、我が国政府としてベトナムからの看護師・介護福祉士を受け入れる旨の政治文書に両首脳が署名。
- ③平成24年4月18日に受入れの基本的な枠組みを定める法的拘束力を有する書簡(交換公文)の交換が完了。

3. 訪日前の枠組み

候補者が円滑に看護・介護の現場で就労するためには、十分な日本語能力の習得が不可欠であることから、次の対策を講ずることとしている。

- ① 現地で日本語研修を実施する。
- ② 一定の語学能力を候補者訪日の条件とする(当初5年間は日本語能力試験N3を課し、その後適当と考える水準を日本側がレビューし、定める)。

4. 訪日後の枠組み

- ① 入国後、専門用語研修、候補者が生活に慣れるための適応研修及び看護導入研修・介護導入研修を実施。
- ② 看護師候補者は、最大3年間の滞在を認め、看護補助者として就労しつつ国家試験合格を目指す。
- ③ 介護福祉士候補者は、最大4年間の滞在を認め、介護施設で就労しつつ国家試験合格を目指す。

日・ベトナムEPA:看護師・介護福祉士候補者の資格取得までの流れ
(平成27年度)

看護師候補者

- (① 3年制又は4年制の看護課程修了
- +②ベトナムの看護師国家資格
- +③2年間の看護師実務経験)

介護福祉士候補者

(3年制又は4年制の看護課程修了)

約12か月間のベトナムにおける日本語研修 (日本語能力試験N3取得を目指す)

マッチング (日本の調整機関がベトナムの調整機関と連携)

入 国 (N3以上取得者のみ)

2. 5か月間の訪日後研修 (日本語研修、社会・文化・職場適応研修及び看護・介護導入研修等)

看護師資格の取得のために
病院で就労・研修

(在留期間は毎年更新、上限3年)

看護師国家試験
最大3回受験 ⇒ 合格

介護福祉士資格の取得のために
介護施設で就労・研修

(在留期間は毎年更新、上限4年)

介護福祉士国家試験
1回受験 ⇒ 合格

※看護師、介護福祉士の国家資格が取得できれば、滞在・就労が可能 (更新が可能)。